

平成27年度

紡ごう絆地域応援事業 事例集



紡ごう絆地域応援事業活動事例 目次

編集・発行 所沢市市民部地域づくり推進課



【チャレンジコース】

「地域のゴミ収集を通して自治会加入促進事業」

東所沢和田3丁目自治会（松井地区）・・・・・・・・・・・・・1

「住民の防災意識の向上と自治会・町内会未加入者への自治会加入促進事業～「災害時の安否確認」手順の構築を中心に事業展開」

エステシティ自治会（富岡地区）・・・・・・・・・・・・・3

「故郷ふれあい夏祭り（西瓜割・手持ち花火大会）」

小手指第17区自治会（小手指地区）・・・・・・・・・・・・・5

「『久米（吾妻）の歴史』刊行事業」

久米中町町内会（吾妻地区）・・・・・・・・・・・・・7

「フラワープロジェクト」

荒幡町内会（吾妻地区）・・・・・・・・・・・・・9

「松が丘こども農園事業」

所沢松が丘自治会（吾妻地区）・・・・・・・・・・・・・11

「ところざわまつりと町内会加入促進事業」

有楽町町内会他13町内会（所沢地区）・・・・・・・・・・・・・13

「町会未加入者加入推進事業」

若松町会（並木地区）・・・・・・・・・・・・・15

【ステップアップコース】



「加入促進「3本の矢」＋「コミュニティカフェ」事業」

安松町内会（松井地区）・・・・・・・・・・・・・17

「夏休みチビっ子家族ラジオ体操会」

西原自治会（松井地区）・・・・・・・・・・・・・19

「富岡地区の里山保全」

所沢ネオポリス自治会（富岡地区）・・・・・・・・・・・・・21

「東川にホタルを呼び戻そう」
 小手指第4区自治会（小手指地区）・・・・・・・・・・・・・23

「小手指町三丁目自治会わくわくプロジェクト Part II」
 小手指町三丁目自治会（小手指地区）・・・・・・・・・・・・・25

「第6回向陽町芸術祭」
 向陽町町会（新所沢地区）・・・・・・・・・・・・・27

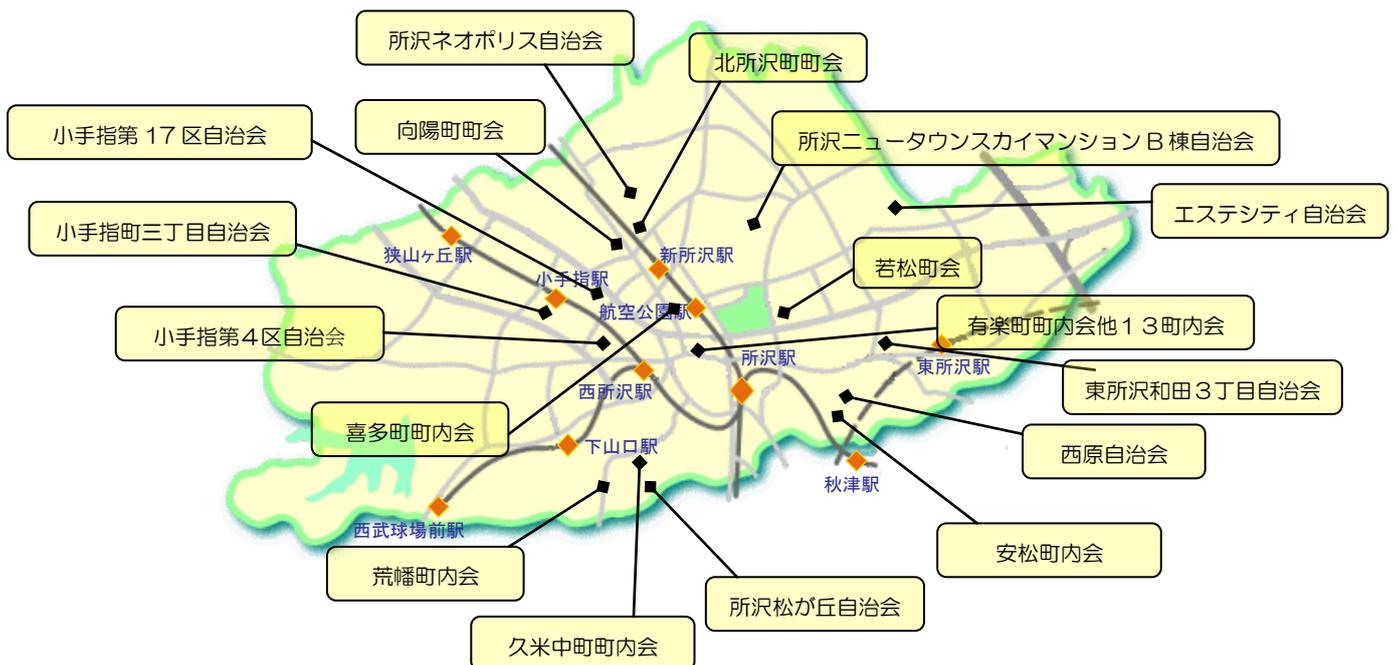
「『納涼のタベ』と町会加入促進事業」
 北所沢町町会（新所沢東地区）・・・・・・・・・・・・・29

「盆踊り大会と町内会加入促進事業」
 喜多町町内会（所沢地区）・・・・・・・・・・・・・31

「災害を見据えた自治会活動活性化事業」
 所沢ニュータウンスカイマンションB棟自治会（並木地区）・・・・・・・・・・33

参考資料

所沢市紡ごう絆地域応援事業 概要・・・・・・・・・・・・・36
 所沢市紡ごう絆地域応援事業補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・37



東所沢和田3丁目自治会 地域のゴミの収集を通して自治会加入促進事業

1. 事業の目的

目的	地域内には 50 カ所のゴミ収集集積所があるが、全世帯が自治会加入会員には至っていない。共通の集積所を通して交流を図り、自治会地域活動のご理解、協力を募り、会員促進に繋げる。
内容	50 カ所の集積所の調査、整備、対策見直し、和田三丁目独自の収集ルールの掲示、協力依頼、収集のお助けグッズの配布や実験をする。また自治会員の枠を超えた回覧や情報の配布伝達の実施、未加入世帯の新班作成や班長（仮称）の設置、管理会社や不動産会社やオーナーへの協力を要請する活動を実施する。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
7月～8月	東所沢和田 3丁目自治 会内	50カ所の集積所調査、実態把握	
8月～10月		集積所掲示板の設置、和田3丁目ルールの回覧配布	
9月～11月		集積所のガラス避けイエローネットの配布	
10月～12月		管理会社、不動産、オーナーへの協力依頼	
11月～1月		和田3丁目ルールの作成、設置、便利治具の配布等	
12月～1月		事業総括で、今後の課題、次回以降の事業展開の情報収集	

3. 共同実施団体

賃貸、分譲マンションや賃貸アパート等の管理者、不動産会社、マンションアパート所有オーナー様 和田3丁目地域資源ごみ回収協力業者、松井地区民生委員協議会和田地区推進委員 所沢市防犯協会松井支部和田班推進員、松井地区環境推進連絡協議会和田ブロック推進員
--

4. 事業の運営体制

役割	人数	備考
アンケート調査	35	
非会員との打合せ・交渉	15	
管理会社・不動産会社打合せ・交渉	15	
その他 集積所の提示方法の検討	25	

5. 事業を実施した効果など

集積所が50ヶ所から51ヶ所へ増設となった。

一般会員も、425世帯体制から433世帯体制に増やすことができた。

マンションや集合住宅などのゴミ意識の少ない世帯も、この事業を通して興味を持っていただけた。

集積所が道路上を利用してる部分が多いが、収集ルールや集積所情報を掲示する看板等のPRが不足しているため、更に強化が必要となる。

収集補助道具もその度々に片付ける必要があり、担当者への負担が大きかったので改善を求められている。



↑ イエローネットの配布



↑ 集積所掲示板の更新

エステシティ自治会

住民の防災意識の向上と自治会・町内会未加入者への自治会加入促進事業 ～「災害時の安否確認」手順の構築を中心に事業展開

1. 事業の目的

目的 災害突発時において自治会は消火、救護、避難、誘導等と安否確認において大きな役割を担うと考えられる。会員世帯の安否確認の手法を事前に決めて、訓練をし、災害時に備える。その手順を全世帯に説明・確認しあう中で、会員の加入促進を図る。

内容 右ページ3種類の安否確認カード（確認未了、全員無事、援助必要）を制作し、班長が班所属世帯（10～20世帯）を回り、世帯別に確認のうえ、いずれかのカードを玄関ノブにぶら下げる。そして安否連絡票を記載のうえ、災害対策本部（自治会館内）に提出する。
このシステムについて、全会員向けの講習会とブロック・班別に説明・協議を実施し、モデルブロック・班については実訓練を行う。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
9月～2月	エステシティ自治会館	自治会内に「安否プロジェクト」を発足させ、4回会議開催	安否確認システムの構築と試行訓練方法を決めた。
11月28日	4つの班所属の家（中富南1丁目及び4丁目）	第1回安否確認試行訓練	4つの班で50世帯参加
1月24日	中富南コミュニティセンター1階ホール	安否確認試行訓練説明会実施	住民約60名参加
2月6日	9つの班所属の家（中富南1～4丁目）	第2回安否確認試行訓練	9つの班で89世帯参加
2月下旬	エステシティ自治会館	正式安否カード決定・発注・印刷	印刷はインターネット発注

3. 共同実施団体

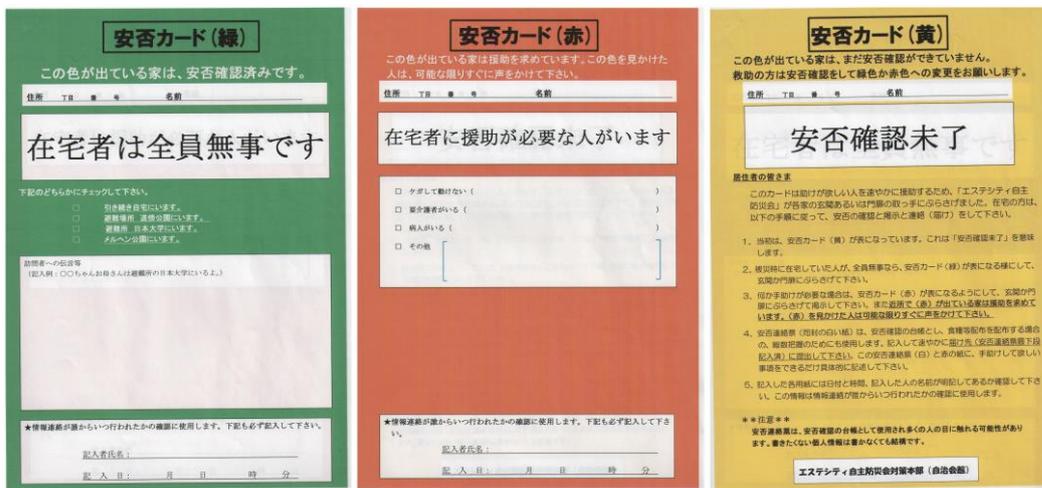
エステシティ自治会、民生・児童委員、長生クラブ、シルバーサロン、子ども会育成会

4. 事業の運営体制

役割	人数	備考
安否プロジェクトの会議運営	15人	プロジェクト会議を4回にわたって開催
安否確認試行訓練説明会開催	60人	訓練対象班所属の住民約60人参加
2回にわたる安否確認試行訓練実施	139世帯	第1回（4班50世帯）、第2回（9班89世帯）参加
正式安否カード発注、印刷、ビニール封入	10人	防災部会のメンバーを中心に行う。

5. 事業を実施した効果など

- ①甚大災害時における自治会（自主防災会）の最大の役割は「住民の安否確認」である。この点の認識を自治会役員、プロジェクト参加団体、一般会員の中で深めた。
- ②その為に、誰にでも簡単にできる安否カードを作成し、誰もが見ることのできる目印として利用した。この目印が初期の救助行動に役立つことを確認した。
- ③安否確認試行訓練の際に、事前に班会議を開催し、各家庭の健康状況等を話し合い、いざという時に安否カードと共に助け合うことの意義を確認した。
- ④28年度はこの試行訓練結果をもとに、地区の全住民を対象に実行できるよう計画を立て、説明会、事前班会議、訓練の実施を目指し、自治会加入促進を具体的に行っていくたい。



安否確認カード



玄関周りに「安否確認カード」を掲げた様子

小手指第17区自治会 故郷ふれあい夏祭り（西瓜割・手持ち花火大会）

1. 事業の目的

目的 当地区での子どもは37名で在住者の35.5%と多く、故郷の地・上新井地区のひと夏の思い出作り、夏祭りを通じて若い世代と高齢者世代が気軽に会話できる雰囲気作りをするとともに、故郷の地・上新井地区のひと夏の思い出作りをする。

内容 子どもを対象にした、昔懐かしい西瓜割りの体験と、地域住民一体となって手持ち花火を行う。それにより災害時等の避難時に互いに助け合う効果も狙い、また子供には故郷の夏祭りの思い出づくりを行う。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
4月～8月	会長宅	夏祭り立案・計画・打合せ 実施 各班班長による	延べ8回開催
6月		各班ごとに参加予定人数 調査	調査集計大人101名・子供 32名 合計133名 当日参 加予備も含め150名分で
7月	保健所・消防・ 公園課・警察	許認可申請	
7月	東桃木窪公園 自治会各班	ポスター掲示 周知・回覧板にて	
8月	東桃木窪公園 役員宅敷地内	西瓜割り・手持ち花火・ふ れあい広場 模擬店・役員宅敷地内	模擬店場所火器・電気使用条 件により別の場所に設置 参加者141名（大人93名・ 子供48名）

3. 共同実施団体

なし

4. 事業の運営体制

役割	人数	備考
故郷ふれあい夏祭り	7人	各班班長
ポスター・模擬店引換券等作成 許認可申請等	2人	会長・副会長
物品購入・設営等	13人	各班長と班長の家族
行事開催当日	12人	各班長と班長の家族

5. 事業を実施した効果など

効果：日頃、あいさつ程度だった会員が、一つの行事に集うことによりコミュニケーションを通じて、住民同士の結び付き等の成果を感じた。今後、あらゆる機会を据え交流の場づくりを企画し防犯・災害時に大いに互助の精神が発揮できるような場づくりを推進していきたい。

反省・検討課題

- ・夏祭り開催場所と模擬店の位置が離れていたため次回以降は模擬店での飲食物について考慮する必要がある。＊公園での火器使用禁止等の制約と電気・ガスの使用を考慮すると、宅地敷地内となってしまった。
- ・事前にポスターを公園に掲示した事・公園でのイベントが初めての事等近隣の子どもの参加があった。
- ・西瓜割りが未体験のせいか、子どもたちも初めは遠巻きで見いていたが段々と積極的に参加するようになった。
- ・自治会外の児童も開始後から順次参加させたが配布物等の数量などをどう管理するかが今後の検討課題となった。



スイカ割り



手持ち花火大会

久米中町町内会 『久米（吾妻）の歴史』刊行事業

1. 事業の目的

目的	中町町内会が属する久米地域は、狭山丘陵の谷間に開けた歴史的にも古い地域である。しかし、地元出身でもこの地域の歴史の全体像を知っている方は少なく、ましてや新しく転入された方は知るよしもない状況で、歴史などをまとめた冊子などがあると地域への関心も高まるだろうと考えた。
内容	平成 25 年度より年 5 回の「茶のみ会」を開催し、会員相互の交流を図り、そこで話題になった歴史的場所などをウォーキングする行事も実施してきた。そして、26 年度より、私たちの住む久米（吾妻）地域の歴史をまとめた冊子も作成しようということになり、町内会有志による「久米の歴史を綴る会」が毎月、編集会議を開き、27 年度中に完成・発行をした。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
4～9月	久米中町町内会集会所	「久米の歴史」編集会議	
12月	久米中町町内会集会所	「久米の歴史」刊行記念の会	12月の茶飲み会とかねて
2月	久米八幡神社・仏眼時・中町集会所	歴史散歩（八幡神社・仏眼寺）・茶飲み会	2月の茶飲み会とかねて

3. 共同実施団体

なし

4. 事業の運営体制

役割	人数	備考
「久米の歴史」編集会議	6名	平成 26 年 6 月より毎月 1～2 回開く
「茶飲み会」 (6月8月10月12月2月)	13名	町内会・理事会メンバー
回覧用チラシ・町内会ニュース発行	2名	

5. 事業を実施した効果など

・平成 25 年度から始まった年 5 回の「中町・茶飲み会」で趣味や戦争体験・地域の歴史などが紹介され、会員相互の交流も深まりました。そうした中から自分たちが住む地域の歴史を冊子にまとめようという声があがり、それを実現したのが「久米の歴史・その生いたちと時々のお話」です。

・所沢市の関係部署、まちづくりセンター、図書館、学校などには寄贈しましたが、冊子の注文をとったところ、久米の 3 町内会を中心に吾妻地区の多くの皆様から申し込みをいただき、届けることができました。また、埼玉新聞や家庭教育新聞にも「久米の歴史」紹介記事が掲載され、一定の反響がありました。

・今後は多くの皆様が冊子を片手に、“歴史・自然ふれあい散歩”に出かけられることを期待します。



『久米の歴史』刊行



歴史散歩

荒幡町内会 フラワープロジェクト

1. 事業の目的

目的 地域コミュニティの醸成を図ることを目的に、環境推進員が中心となり、町内会役員、有志により、荒幡会館周辺及び飯能所沢線の一部暫定開通で都県の交通の要所となる、通称切り通し（競輪場へ通ずる道路）の市有地に花壇を作り、緑と花の「安全・安心・快適なまち荒幡」を目指す。

内容 みんなで無理なく協力でき、継続できる事業にするために、花植えなど役割分担を決め、年2回の植え替えなどに取り組む。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
4～6月	荒幡会館前及び切り通し	取り組み体制、計画等の検討及び実施	フラワープロジェクト会議。
6～7月	荒幡会館前及び切り通し	造成工事開始 花壇の状況が鮮明に	12名参加広報発行
7～8月	荒幡会館前及び切り通し	花壇完成・花植え実施・ベンチも設置	夏祭りで大好評を得た
9～11月	荒幡会館	冬に向けて花の苗等の検討	長生クラブ参加
11～3月	荒幡会館・荒幡会館前及び切り通し	花植え実施・活動まとめ	持ち寄り花壇設置

3. 共同実施団体

なし

4. 事業の運営体制

役割	人数	備考
花壇計画作成・参加者班編成	3人	2班に、環境推進員中心で立ち上げる
参加者への連絡（班毎に）	2人	電話連絡（環境推進員名簿）添付
あらはた環境便り発行	2人	町内会回覧ルートで
園芸用品購入・管理	3人	正副責任者・会計

5. 事業を実施した効果など

当面、環境推進委員（27名）が中心で活動していく。造成当日花壇予定地近くの方々8人の参加もいただけた。皆さんの協力で、きれいに花が咲き、「地産地消」荒幡物産展、荒幡夏祭りなどの際には、多勢の方が鑑賞し大好評であった。また、切り通しに、ベンチを設置をしたことで、高齢の方から学生さんまでが利用できるようになり感謝されている。11月より「持ち寄り花壇」を設けたことは花好きの方々より好評いただいている。更に、「川柳」を5句掲示し、それを毎月張替えて花と共に楽しんでいただいている。更に、長生会の皆さんが活動に参加され広く理解が得られてきた。

これから花の植え替えは、年2度とし、「春・秋の環境美化の日」に環境推進委員及び町内有志で行う。

今後は花壇に名称をつけ、皆さんに親しみをを持っていただくとともに、更に花壇の充実を図るための活動にも力を入れていきたい。

お手伝いについて問い合わせもあり活動が理解されてきたと実感した。

次年度も花壇の充実・レベルアップに取り組んでいく。



雨水を利用して水くみができるようになった



花壇完成そして花植え実施



所沢松が丘自治会 松が丘こども農園事業

1. 事業の目的

目的 松が丘自治会管内では、2つの小学校単位のこども会活動が行われていることから、農業体験を通じた交流を図る。

内容 農業体験を通じて、作る楽しみ、収穫する楽しみ、味わう楽しみを体験する。収穫したものをもち、こども達が高齢者宅を訪問する。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
5～6月	こども農園	さつまいも植付け	5/30：100人参加 6/7：20人参加
7月	こども農園	じゃがいも収穫祭	7/4：50人参加
10月	こども農園	さつまいも収穫祭	10/18：40人参加 10/24：20人参加
3月	こども農園	じゃがいも植付け	3/19

3. 共同実施団体

こども農園 たがやし隊、PTA

4. 事業の運営体制

役割	人数	備考
実施計画作成・地主さんとの交渉	2	
参加者への連絡	2	
チラシ作成	1	
苗、種、堆肥、肥料等の購入	3	

5. 事業を実施した効果など

- ・農業体験を通じて、交流の少ない荒幡小と南小の生徒達が仲良しになることができた。
- ・大人たちも子供を通じて、1丁目と2丁目の交流が強まった。
- ・来年度は、キッズフェスティバルのメインを収穫祭とし、さらなる交流の場としたい。



5月・さつまいもの苗植え付け



6月さつまいもの苗追加植え付け



7月・じゃがいも収穫祭



10月・さつまいも収穫



有楽町町内会ほか13町内会 ところざわまつりと町内会加入促進事業

1. 事業の目的

目的 所沢地区においては、歴史と伝統に築かれた「ところざわまつり」が毎年開催されているが、このまつりへの参加を呼び掛けながら新旧住民の絆を深め、町内会会員の増加を目指す。

内容 所沢地区で毎年行われている「ところざわまつり」については、これまで平成18年ごろにパンフレットを作成した経緯があるが、これ以外には町内会を紹介するものがない状況である。

そこで、市制施行65周年の平成27年に、所沢地区町内会連合会として、加盟団体の14町内会を紹介するパンフレットを作成し、「ところざわまつり」への参加を呼び掛けるとともに、新旧住民の絆を深めながら、町内会未加入者に加入のお願いをする。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
6月18日	所沢まちづくりセンター	所沢地区町内会連合会理事会	平成27年度所沢市紡ごう絆地域応援事業「ところざわまつりと町内会加入促進事業」の申請についての協議
6月25日		平成27年度所沢市紡ごう絆地域応援事業補助金交付申請書（ところざわまつりと町内会加入促進事業）の提出	
7月23日		平成27年度所沢市紡ごう絆地域応援事業補助金交付決定通知書受理	
7月24日	所沢まちづくりセンター	所沢地区町内会連合会理事会	「ところざわまつりと町内会加入促進事業」用パンフレット作成内容についての協議
8月		「ところざわまつりと町内会加入促進事業」用パンフレット原稿作成・校正	各町内会（町会）あてに原稿校正及び写真等提供依頼
9月18日		「ところざわまつりと町内会加入促進事業」用パンフレット原稿校了及び印刷発注	
9月29日		「ところざわまつりと町内会加入促進事業」用パンフレット納品（14,000部）	

3. 共同実施団体

有楽町町内会ほか 13 町内会

4. 事業の運営体制

役割	人数	備考
申請及び作成内容の協議（会合）	14 人	
原稿校正及び写真等調査	14 人	
事業の運営・管理（事務局）	2 人	

5. 事業を実施した効果など

平成 27 年度の「ところざわまつり」については、市制施行 65 周年記念事業として行われることから、14 町内会を紹介するパンフレット（ところざわまつりと町内会加入促進事業）を作成し、10 月 10・11 日の「ところざわまつり」に合わせ、所沢まちづくりセンター（ロビー）において設置した「町内会 PR コーナー」にて配架するとともに、各町内会において回覧方式でパンフレットを配布した。

この結果、平成 27 年の「ところざわまつり」は 12 基の山車（所沢市文化財指定。御幸町一昭和 44 年、元町本町・有楽町一平成 8 年）が勢揃いしたこともあり、見物人も含め大勢の人に参加していただくことができた。

なお、町内会への加入促進については、「ところざわまつり」が終了した直後でもあることから、今後、各町内会単位で呼び掛けを行う予定である。



町内会 PR コーナー



パンフレットの配布

若松町会 町会未加入者加入推進事業

1. 事業の目的

- 目的** 町会内未加入者に対し、町会役員が中心に区長・班長等の協力を得て町会加入促進活動を行う。
- 内容**
- 1.町会未加入者リストをもとに「町会加入のお願い」文書とチラシを各世帯に郵送する。
 - 2.町会未加入者（新たに若松町に居住された方と退会している方）を対象にした「町会説明・茶話会」の開催文書を郵送する。
 - 3.郵送後、役員が各世帯に説明して、町会への加入の勧誘をする。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
1月31日	若松町会館	役員による事業打合せ・チラシ等宛名書・封筒入れ作業	
2月27日	同上	町会議説明会茶話会	参加者 25名

3. 共同実施団体

なし

4. 事業の運営体制

役割	人数	備考
宛名書、封筒への書類袋詰め	10名	
町会説明会茶話会	10名	

5. 事業を実施した効果など

- ① 平成28年5月8日段階で14名の加入者がありました
- ② 今後も個別訪問等を実施していく予定です。

若松町会ガイド

若松町会区域に居住している皆さんが、「安心・安全の住みよい若松町」と「遠くの親戚より近くの他人（隣近所）」を合言葉にした町会づくりをめざして、地域環境の保全や防災・防犯などに努め、高齢者・障害者を持つ方などにも優しい街づくり、会員の福利厚生を推進を目的として様々な事業を行ってまいります。

- 情報誌「若松町会だより」の定期発行をしています。
- 「納涼夏祭り」を7月下旬の土曜日に開催しています。

町会の主な事業内容(今後2~3年間)

- 長生会・子ども会の事業を推進しています。
- 町会会館は全面的な建て替えをし、若松地区のコミュニティセンター憩いの場・情報発信の場とすることを検討しています。
- 集団資源ゴミリサイクル事業として毎月第一日曜日に資源回収を行っています。
- 夏に防災訓練と、夏・冬に町内の防犯パトロールを行っています。
- 市及び並木地区連合会等が開催する行事にも参加しています。

月	事業内容	町会費
4月	集団資源回収 第一日曜日	町会総会(下旬予定)
5月	集団資源回収 第一日曜日	春・環境美化一斉清掃(下旬)
6月	集団資源回収 第一日曜日	
7月	集団資源回収 第一日曜日	納涼夏祭り(下旬の土曜日予定)
8月	集団資源回収 第一日曜日	子ども会ラジオ体操(下旬)
	夏の町内防犯パトロール(下旬予定)	
9月	集団資源回収 第一日曜日	防災訓練(1日前後予定)
	敬老を祝う会(敬老の日予定)	
10月	集団資源回収 第一日曜日	並木地区ふれあいフェスティバル中央小学校)
11月	集団資源回収 第一日曜日	秋・環境美化一斉清掃(上旬)
	体力づくり「歩け歩け大会」(中旬予定)	
12月	集団資源回収 第一日曜日	歳末町内防犯パトロール(下旬予定)
	集団資源回収 第一日曜日(変更の場合があります)	
1月	並木地区新年祝賀会(並木公民館)	成人を祝う会(成人の日・ミューズ)
2月	集団資源回収 第一日曜日	
3月	集団資源回収 第一日曜日	

《町会費の徴収方法》

- 町会費は年間 3,000円です。
- 各区の班におります班長さんが集めます。

《町会の慶弔金支給費》

- 町会員の弔慰金・・・5,000円

《町会に関すること・加入のお問い合わせ》

町会には各区・班に、区長・班長さんがいますので、区長が班長さんへ、または、町会長 尾関 Tel 2995-2244

安全で安心して生活できる街・若松町づくりは、町会に加入してから始まります。

☆ なぜ町会が必要なのでしょう？ ☆

私たちが日常生活をする上で、個人だけでは解決できないことが多く、地域に住む皆さんと共同で取り組まなければならないことが沢山あります。例えば、ゴミ置き場の清掃やゴミの出し方、道路や公園の美化、防災・防犯、子供の見守りや高齢者への手助けなど、個人で取り組んでもなかなか効果が上がらず、地域の人々と取り組む必要があります。更に災害時には、「町会・地域ぐるみの活動こそが救助・復旧に大きな力」となります。

少子高齢化が進むなか、親戚関係が崩れつつある現在、夫婦二世帯・単身世帯・高齢者の一人暮らしが増えるなど、地域・隣近所との繋がりも希薄化しています。しかし、地震等の災害時には顔馴染みの「隣近所の声の掛け合い」がお互いの大きな動きとなり、日頃の近所付き合いこそが助け合いにおいて大切なことです。

「若松町会では皆様が住むこの「若松町」の安全で住みよい環境を作ろうと、様々なコミュニティ活動を行っています。」

《防災活動と訓練》	《町内の安全活動・防犯灯の設置と管理》	《ゴミ置き場の管理・環境美化》
<p>「もし、大地震が発生したら・・・」</p> <p>私たちは、普段から災害に対する関心を深め、災害が発生した時には、各家庭での被災を最小限に食い止め、安全に避難しなければなりません。そのために、町会では避難訓練・情報収集訓練を実施しています。</p> <p>町会として自主防災組織化を進めます。</p>	<p>「犯罪や交通事故のない、安心して暮らせる町会」は皆さんの願いです。</p> <p>犯罪などを未然に防ぐために防犯パトロールを夏と冬に実施し、児童の登下校の見守り隊活動や、暗い夜道を明るくするために町会では、防犯灯の設置と管理を行っています。</p>	<p>自然を愛し、美しい街を作ることは誰もが望む生活環境です。お互いに協力し合い、ゴミ収集場所の管理や町内清掃を行ったり、美化運動を推進しています。また資源回収として月一回、紙類の戸別回収と缶類の回収も行っています。</p>
<p>《町会に加入しましょう！》</p> <p>町会加入申込書 若松町会に加入します。 平成 年 月 日</p> <p>住所 氏名 電話 「加入申込書」は町会役員又は、区長・班長にお渡し下さい。</p>	<p>《情報・広報活動》</p> <p>町会では定期的に「町会だより」を発行し、催し物の開催・町会の重要事項のお知らせをしています。また市役所からの「お知らせ」を回収し、各種情報提供をしています。</p>	<p>《交流・レクリエーション活動》</p> <p>会員の交流と親睦を目的に、納涼夏祭りや運動会(ふれあいフェスティバル) 敬老を祝う会、成人を祝う会などを行っています。</p>

町会加入のお願いのチラシ

次のページからは

ステップアップコース

の紹介です！

安松町内会 『3本の矢』 + 『コミュニティカフェ』 事業

1. 事業の目的

目的	昨年度（※）の加入促進で76%達成をさらに高めるため。
内容	昨年度事業（※）+αそして「コミュニティカフェ」を実施。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
4月29日	町内会「交流館」	入学祝い金贈呈式	18人×5,000円
7~8月	同上	役員会&カフェスタッフ募集 回覧&スタッフ会議（開店準備）	
9月17日	同上	カフェオープンセレモニー	毎週木曜日午後開店
~3月	同上	午後1時から4時営業	1人100円茶菓子付き
3月		報告書作成提出	

3. 共同実施団体

町内会関連団体（お達者クラブなど）

4. 事業の運営体制

役割	人数	備考
運営と売り上げ管理	6~10人	毎回2~3人で担当する
回覧板と店舗看板作り	4人	町内会長など
コーヒーマシン借入、材料仕入れ	2人	会長が担当

5. 事業を実施した効果など

- ① 応募したカフェスタッフの頑張りが素晴らしく、新しいパワーを発見。
- ② 新しい人が交流館のコミュニティカフェに来てくれ交流が増えた。
- ③ 特に若い人（子育て中）のママさんが子連れで仲間と話す姿に感動した。
- ④ 交流館のネーミングも褒められ地区外（別の自治会）の人も利用。
- ⑤ 会員も888世帯に増えた。
- ⑥ この事業（カフェ）を実施して本当に良かったと思う。

※昨年度事業・・・『3本の矢』

- ①ホームページによる広報の拡充
- ②アパート会員制度による加入率アップ
- ③新入学祝い金制度による若い世代へのPR



コミュニティカフェ開設

西原自治会 夏休みチビっ子家族ラジオ体操会

1. 事業の目的

目的	当西原自治会近隣各自治会に関連する安松小学校、松井小学校の児童、各地区幼稚園児と家族の参加を広く求め事業名称を本年より変更しPRする。
内容	夏休み中のラジオ体操を通して健康増進と参加者、お互いの絆、コミュニケーションを図る。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
5月10日	西原自治会 長宅	事業開催に関し事前打合せの下打合せ	4名にて
6月14日	安松会館	開催の事前打合せ会 ・ポスター作成、看板、チラシ作成 ・近隣自治会、小学校、幼稚園への協賛依頼 ・PR方法、役割分担について	安松神社ラジオ体操会役員の25名参加
7月18日 ～ 8月22日	西原 安松 神社 境内	連日、朝のNHKラジオ体操放送に合わせ、参加の子供、家族全員で体操を実施 体操カードに押印し、20個以上の㊦の子には、ご褒美を出す	近隣各自治体・町内会の会長及び安松小学校・松井小学校両校長と連携を図っている
8月17日	安松会館	ご褒美 袋詰め作業	
8月30日	安松会館	反省会（次回に反映する）	

3. 共同実施団体

松井自治連合会の各自治会、安松小、松井小、西原子供会、近隣の幼稚園

4. 事業の運営体制

役割	人数	備考
ラジオ体操カードに押印係	25	実施運営体の「安松神社ラジオ体操会」会員
全参加者数と子供の人数把握係	5	西原子供会役員、安松神社ラジオ体操会会員
ラジオ2台のセット、看板、垂れ幕	6	安松神社ラジオ体操会会員
ご褒美準備、運搬、配布、記録、写真係	17	西原子供会役員、安松神社ラジオ体操会会員

5. 事業を実施した効果など

- 1) 参加者増加策として、添付写真のようなポスターを各自治会、安松小、松井小、近隣の幼稚園、スーパー等に掲示した。その効果は大きく、開催期間 36 日間で延べ 8,594 名(内子供 5,520 名)の参加があり、昨年(同期間)6,961 名(内子供 4,375 名)を大幅に上回り大成功に終わった。
又、チビッ子へのご褒美も大幅増となったが、補助金、寄付金で何とか対応できた。
- 2) 子供会を経由し、子供達にもポスター作成、掲示を今年も依頼し、2年目となった今年は、家族、友達への輪が広がり参加増の一助となった。又、地域住民の絆づくりに役立った。
- 3) 課題は、雨天時に開催できる場所がなく、雨天対応をどうするかである。今年は雨天が3日あり、対応に苦慮した。

全体として、家族、友達の“輪”を広げたことが成功につながった。

◎本会の活動状況に対し全国ラジオ体操連盟会長、NHK 会長等より埼玉県表彰を受賞



夏休み チビッ子 ラジオ体操会のポスターと看板



子ども会児童の作品ポスター



神社入り口の立て看板



最終日参加者全員で記念写真



安田松井自治連合会長も体操に参加

所沢ネオポリス自治会 富岡地区の里山保全

1. 事業の目的

目的	里山の緑に光が差し込み、風が通う、安全で住み良い環境を作る。
内容	所有者から許可の取れたネオポリス近隣の雑木林における 下草刈り、下枝打ち、小木の間伐、つる草刈り、倒木の片付け、 空き缶・ペットボトル等の清掃を行う。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
9～11月	雑木林	雑木林の間伐、下草狩り	
12月	ネオポリス公民館	反省会	
2～3月	雑木林	雑木林の間伐、下草狩り (3月以降も毎月1回実施)	

3. 共同実施団体

ネオポリス自治会青年部

4. 事業の運営体制

役割	人数	備考
間伐、下草刈り	12人	
参加者への連絡	1人	メール及びプリント
作業用機械メンテナンス	4人	
会計	1人	

5. 事業を実施した効果など

ネオポリス周辺の山林における地権者から許可の取れた作業地において、下草狩り、下草打ち、小木の間伐、つる草狩り、倒木の片づけを実施。見通しの悪く薄暗かった雑木林に光が差し込み、地域に明るさと風通しをもたらした。老若男女が安心して通行できる環境を実現している。

これら雑木林に生える草木は季節を通じ成長し、管理を怠るとすぐに繁茂見通しが悪くなる。作業地の拡大と同時に定期的な保全活動が重要である。

一方、高齢化が進む作業者の技術の継承と若手の賛同者獲得が課題である。協力関係にあるネオポリス自治会青年部とともに今後も引き続き活動をすすめていきたい。



活動旗を取り付け、近隣の方にも理解をいただく



2月作業 ビフォー



アフター



3月作業 すっかりきれいになりました

小手指第4区自治会 東川にホタルを呼び戻そう

1. 事業の目的

目的 東川の中流域に自然の美しい景観が残されている。この自然を守る活動を永年続けてきたが、25年度から流域にホタルが棲息出来るような川の浄化と水辺の改善を目的として活動の高度化を図った。この活動への地域の理解と協力を深める為のイベントとして、25年度に東川ホタルの夕べを開催した。26年度も活動とイベントは継続した。更にホタルの里親制度を作りホタルの共同飼育を開始した。

27年度はこれらの施策の充実のため、以下の項目を実施する。

内容 1.東川の定例美化活動を組織化・効率化する。

①作業エリアの明確化 ②参加者役割分担の明確化 ③作業班の編成

2.水辺や水中の生態系を豊かにする方策を学ぶ学習会を開催する。

〈県立川の博物館、学芸員に出張講座を依頼する〉

3.第3回東川ホタルの夕べに新機軸を加え開催する。

〈鑑賞ポイントの複数化・しおりの発行など〉

4.ホタルの共同飼育を強化する（里親の追加募集）

5.幼虫の餌である巻貝類の東川へ放流強化（300→600匹）

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
26年8月～27年5月	会員自宅・共同飼育場	ホタル幼虫飼育	第3世代ホタル
27年8月～28年5月	同上	同上	第4世代ホタル
6月	東川中流域河川敷	東川ホタルの夕べ開催	
4月～11月	同上	河川敷・河床草刈、清掃	
5月	上新井会館前の東川	環境学習会（会員向け）	

3. 共同実施団体

小手指第4区自治会／上新井の自然を愛する会、上新井6町内会自治会

4. 事業の運営体制

役割	人数	備考
東川ホタルの夕べ実行委員会	11名	小手指第4区自治会 上新井の自然を愛する会
ホタルの里親（ホタルの飼育）	8名	ホタルの幼虫飼育
上新井の自然を愛する会	114名	東川環境美化活動
同上（県立川博の学芸員による出前講座）	11名	東川の環境学習会

5. 事業を実施した効果など

- ホタルのタベが地域に定着しつつあり、催行時間帯に平均して来場頂き、会場が混雑せず落ち着いた雰囲気の中でホタルの飛翔を楽しんで頂いた（当日、翌日合わせて約1200名の来場者）
- 東川環境美化活動への地域の理解が進んだ。地域まちづくり協議会環境部会で、市の一斉環境美化デーの対象エリアの陸域の水辺（川）へ拡大する検討が始まった。
- ホタルの共同飼育がスタート、今後のホタル幼虫の安定化と量的拡大に繋げたい。



ホタルのタベ

小手指町三丁目自治会 小手指町三丁目自治会 わくわくプロジェクトPart II

1. 事業の目的

目的	自治会活動への加入・参加を目的として、ご近所付き合いの活性化
内容	昨今増えつつある、高齢化世帯の防犯上の注意点を講習会で、注意喚起し、落語の小話による近所付き合いの大切さを伝える。 本年は未加入世帯にも参加を促し、会員拡大に努める。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
5月16日	小手指町南自治会館	役員・班長会議で事業化の協議	実際の動きは夏祭り後を予定
9月12日	同上	役員・班長会で出演者・日程の協議	講師の日程調整・デザイン発注
10月17日	同上	役員・班長会 ポスター、募集チラシ配布	当会のみならず周辺にも周知
11月7日	同上	役員・班長会で役割分担確認	受付・誘導プロジェクト操作等
11月15日	同上	所沢警察署・立川雲水による講習実施	43人

3. 共同実施団体

なし

4. 事業の運営体制

役割	人数	備考
ポスター・チラシ 配布	10人	掲示板・会員配布・周辺関係先へ配布
開場設営	9人	役員・班長により会場設営手伝い
講習会出演交渉	3人	県警・警察署、 ^{はなしか} 噺家への講演要請

5. 事業を実施した効果など

1. 周辺商店も参加し、地域での防犯に向け共通意識の向上
(近隣商店も参加して、日常生活での異変異常について連携を持てる地域を目指す。)
2. 自治会活動として自治会の取り組みを回覧物でなく、生身で感じ取ってもらう。
(自治会活動に参加して、普段回覧で、目からしか入らない情報を耳から情報を取り入れて住みよい環境を一人ひとりが協力しつくりあげる地域を目指す。)
3. 親しみやすい自治会
(同じ地区の自治会館で開催されるため、気軽に参加しやすく、隣の席に見知った顔があればなおさら講習の内容も相談しやすく、*昨年は参加した後に遭遇して対応に役立ったとの事。)

4. 未加入者にも参加の誘いをしたことにより、入会勧誘がしやすい
(参加してこんなこともやっているから、どうですかと声もかけやすくなり、数名の加入もあった。)



立川雲水師匠による講和



所沢警察署による講習

向陽町町会 第6回向陽町芸術祭

1. 事業の目的

目的 誰でも参加できるお祭りを通して向陽町の文化と香を感じ、世代間のつながりと地域の連帯感を深める。

内容 作品展示、音楽祭

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
6月28日	向陽会館	昨年度までの芸術祭に音楽祭をプラスすることを決定。	第1回実行委員会
7月～		作品募集 音楽祭演奏者と打ち合わせ	
9月末日	向陽会館	作品募集〆切	第2回実行委員会
10月	向陽会館 他	具体的な準備、買物、会場設営	
10月17日 10月18日	向陽会館 デイサービスまあち	芸術祭、音楽祭 実施 音楽祭は18日午後	

3. 共同実施団体

長生クラブ、子ども会育成会、デイサービス「まあち」（会場提供）

4. 事業の運営体制

役割	人数	備考
芸術祭 担当	20人	受付4人×2日、案内4人×2日 会場等数人
音楽祭 担当	6人	向陽町 健康福祉部
芸術祭 ポスターデザイン		向陽中学校 美術部
音楽祭 ポスター	1人	向陽町内在住のプロ

5. 事業を実施した効果など

恒例となった“芸術祭”ですが、今年度からはじめて行ったことがあります。

- ① 音楽祭を同日開催した。地域（向陽町内）にお住まいのプロが引き受けてくださり、「デイサービスまあち」さんの会場提供により行った。約90人の方に聞いていただき、その方々は、芸術祭も見に来てくださり、多くの方がひと所に集い、にぎわいを見せた。芸術とは離れた「〇〇さん元気かしら？」とか地域行事の写真を見て「来年は出ようかしら？」とか交流、親睦がはかれたと思います。
- ② 芸術祭ポスターデザインを向陽中学校美術部に依頼。地域の子どもの力にゆだねました。誰もが認める美術部のポスターに満足です。



毎年開催となっている芸術祭（写真はトリックアート）



芸術祭の様子



初の試み 音楽祭



芸術祭ポスター

北所沢町町会 『納涼の夕べ』と町会加入促進事業

1. 事業の目的

目的	戦後開拓地から70年、町会設立50年を経て世代交代が進み子どもたちも増加、高齢者を含めた故郷創世気運の盛り上がりと絆をより深め、住民連携意識向上と町会加入促進を図る。
内容	また子ども向けの模擬店、ゲーム等を企画、子供用神輿で町内巡幸、親子で引き回しを実施するなど全住民参加型の計画とし、町会加入促進窓口を開設。チラシ等を適宜配布した。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
5～6月	北所沢町町会会館	実行委員会、子供会PTA、長春クラブでプロモーション作成、伝達、活動報告	会合4回、60人
7月～	町会館、中央会館	やぐら建て、町内整理、踊りの稽古4日間、太鼓稽古2回	延べ80人
7月25、26日	北所沢中央公園、町内主道路	納涼の夕べ行事、子供会神輿巡幸、盆踊り、各種店売り物等	2日間で590名程度の集客
7月27日	北所沢中央公園、町会館	やぐら解体、片付け、町内整理清掃	30名

3. 共同実施団体

小学校PTA、中学校PTA、長春クラブ

4. 事業の運営体制

役割	人数	備考
実行委員会立ち上げ、プロモーション会議、協賛組織調整	5	
手続き、手配、設営準備	60	やぐら設営に45名。解体時も同数。
広報、ポスター、チラシ類	4	
物品手配、サービス、警備	45	駐輪道路警備、場内外パトロール

5. 事業を実施した効果など

「納涼の夕べ」は盆踊り用檣建(やぐらだて)、三世代参加できる稽古日の設定など準備段階から住民活力が求められる。町会の伝統行事で住民参加意識向上を促した。今回の参加人員の増加から一定の成果は得られた。



「納涼の夕べ」櫓建て・盆踊り



子供会神輿巡幸



子供向け模擬店

喜多町町内会 盆踊り大会と町内会加入促進事業

1. 事業の目的

目的	町内の子供と住民が楽しみながら交流し、面識を深め、絆を広げる。
内容	盆踊り、夜店（PTA、町内会、婦人会）、子供みこしを実施する。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
5月23日	集会所	本事業役員会招集案内配布	
6月6日	集会所	本事業実施役員会 規模、担当、予算、今後の段取りを決定	
6月21日	集会所	招待状宛名書きと送付 ポスター掲示手配	
7月18日	集会所	段取り進捗状況確認役員会	
7月26日	山の上公園 集会所	必要機材の公園搬入 必要食材、備品、資材買い出し	
8月1日	山の上公園 山の上公園	午前：会場設営 午後：実施	
8月2日	集会所	会場片付け	

3. 共同実施団体

明峰小、所沢中PTA、航空公園西口商工会、喜多町婦人会、長生会

4. 事業の運営体制

役割	人数	備考
会場準備、設営	30	町内会役員、PTA、婦人会
会場片付け	30	町内会役員、PTA、婦人会
受付	5	町内会役員
会計	2	町内会役員
神輿	10	町内会役員、PTA
ゲーム	10	主にPTA
写真	1	町内会役員
仕入れ買い出し	2	町内会役員
焼き鳥、焼きそばの調理	10	PTA、町内会役員
加入勧誘	2	町内会役員
販売	15	町内会役員
準備総括	2	町内会役員
救護	1	町内会役員

5. 事業を実施した効果など

盆踊りを機会に集まる住民に町内会参加の呼びかけを行いました。その場で参加を了解頂けるのは難しかったです。このため、盆踊り後、役員が手分けして、再度参加のため訪問し、5件の新規加入がありました。



子供みこし



夜店



盆踊り

所沢ニュータウンスカイマンションB棟自治会 災害を見据えた自治会活動活性化事業

1. 事業の目的

目的	スカイマンションA・B・C棟各自治会会員の高齢化に伴い参加率が下がる地域交流活動への積極的な参加を促し、災害時における共助意識の向上をはかる。
内容	普段スカイマンションA・B・C各自治会は個別に活動をしており、3棟合同で運営する「スカイマンション自主防災会」が唯一の交流の場である。この自主防災会の防災訓練・学習における勉強会に施設見学を折り込む。また、3棟合同でフリーマーケットなどのイベントを催して3棟間の会員に交流を促す。事業実施に当たってはチラシや掲示板を使い工夫したPR活動でより多くの参加を募る。年末餅つきは学童の参加を募り世代を越えた交流を目指す。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
9月	東京都立川市	立川防災センター・南極博物館 見学	
11月	スカイマンションA棟前広場	フリーマーケット	
12月	スカイマンションA棟前広場	ABC棟合同餅つき大会	
2月	ホームライフ管理 2F 会議室	救急救命講習会	

3. 共同実施団体

スカイマンション自主防災会、スカイマンションA.B.C団地自治会

4. 事業の運営体制

役割	人数	備考
施設見学の日程、ルート作成	2名	
フリーマーケット会場設営	12名	出品台、テーブル、イス等の設置
餅つき会場設営	8名	テント、テーブル、イス等の設置 消防署へ火気使用許可申請
餅つき材料購入	5名	

5. 事業を実施した効果など

- 立川防災センター体験見学には40名以上が参加し、地震体験や放水訓練を行い、防災意識の向上が図られました。
- フリーマーケットや餅つきでは普段顔を合わせる機会が少ない住民が集まり、会話を楽しみ交流を深めることができました。



フリーマーケット



もちつき大会

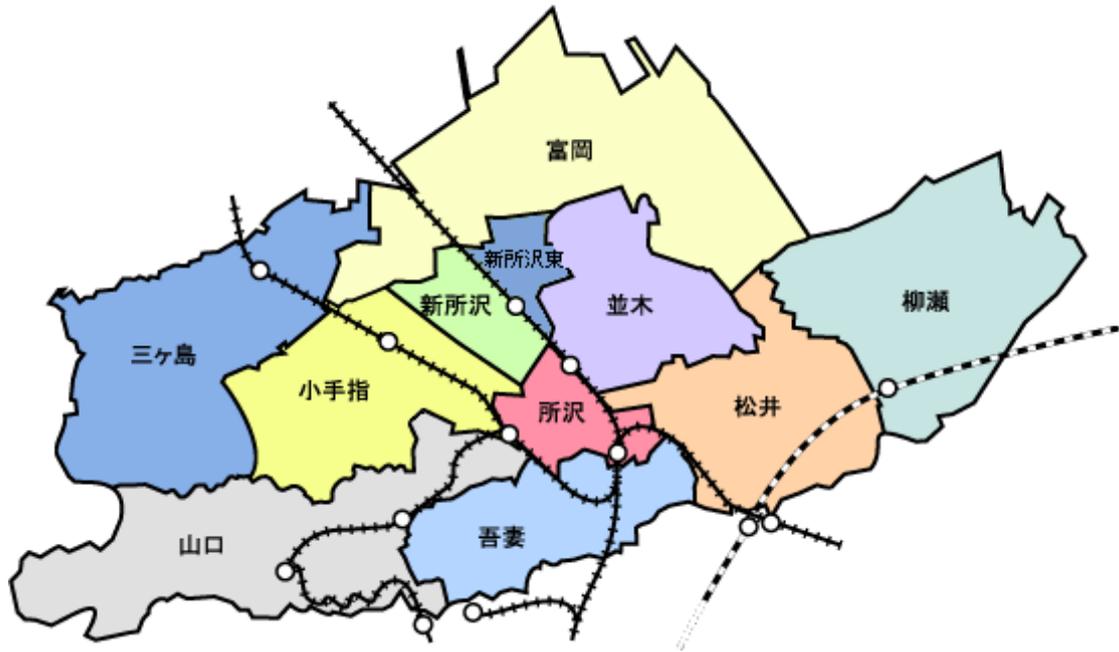


救急救命講習会

参考資料

所沢市紡ごう絆地域応援事業 概要

所沢市紡ごう絆地域応援事業補助金交付要綱



所沢市紡ごう絆地域応援事業 概要

1. 紡ごう絆地域応援事業とは

所沢市は、地域の身近な課題の解決を図ろうとする住民の取組みを応援するため、自治会等が意欲的に行う事業に要する経費の一部に対し、補助金を交付することにより、活力ある地域社会の実現をめざすため「紡ごう絆地域応援事業」を実施します。

2. 事業の内容について

(1) 対象となる団体

市に自治会等として届け出られている団体とします。

自治会等が主体となり他の団体と連携して実施する場合も含まれます。

※「自治会等」とは地縁に基づき、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的に形成され、現にその活動を行っている団体であって、市に自治会・町内会として届け出ている団体をいいます

(2) 対象となる事業

①チャレンジコース

・事業内容：申請年度中に新たに実施する事業で、主なメニューは下記のとおりです。

- 1) 自治会等への未加入者加入促進活動事業
- 2) 防犯・防災活動事業
- 3) 高齢者・子ども又は障害者の見守り・生活応援活動事業
- 4) 自治会等の人材育成に資する活動事業
- 5) その他地域の課題解決に資すると市長が認めた事業

・補助限度額：10万円（補助対象経費の10分の9以内で市長が定める額）

②ステップアップコース

・事業内容：前年度において実施した事業を充実又は発展させようとするもの

・補助限度額：15万円（補助対象経費の2分の1以内で市長が定める額）

注意事項

- ・選考により補助対象事業を決定します。
- ・加入促進効果が見込まれる事業には、選考にあたり配慮します。
- ・補助金の交付を受けようとする年度内に完了することができることが条件です。

※以下は対象外となります。

国、県、市その他の公的な機関から、補助金その他の助成を受けて実施する事業 / 懇親だけを目的とする事業 / 周年記念だけを目的とする事業 / 営利を目的とする事業 / 神事や仏事の実施を目的とする事業 / 補助金の交付がないと継続が困難な事業

所沢市紡ごう絆地域応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の身近な課題の解決を図ろうとする住民の取組みを応援するため、自治会等が意欲的に行う事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「自治会等」とは、地縁に基づき、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的に形成され、現にその活動を行っている団体であって、市に自治会等として届け出ているものをいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において実施する次に掲げる事業であって、交付の決定を受けた日以後に開始し、かつ、交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日までに完了するものとする。ただし、国、県、市その他の機関から他の補助金その他の助成を受けて実施する事業は対象としない。

(1) チャレンジコース 自治会等が新たに実施する次のいずれかに該当する事業とする。

ア 防災・防犯活動事業

イ 高齢者、子ども又は障害者の見守り・生活応援活動事業

ウ 自治会等の人材育成に資する活動事業

エ 自治会等への未加入者加入促進事業

オ その他地域の課題解決に資すると市長が認めた事業

(2) ステップアップコース 自治会等が前年度において実施した前号に掲げる事業であって、当該事業を充実又は発展させようとするものとする。

2 補助金の額は、次に掲げるとおりとし、当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) チャレンジコース 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の10分の9以内の額とし、10万円を限度とする。

(2) ステップアップコース 補助対象経費の2分の1以内の額とし、15万円を限度とする。

3 補助対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付対象)

第4条 この要綱による補助金の交付対象は、自治会等とする。この場合において、自治会等が主体となり、他の団体と連携して実施する場合も含むものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、所沢市紡ごう絆地域応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に当該自治会等の前年度の事業報告書を添付して市長が別に定める期間内に市長に申請するものとする。

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請があったときはこれを審査し、補助金の交付を決定したときは、所沢市紡ごう絆地域応援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 補助金の交付は、同一年度内において1団体につき1回限りとする。

（平26年4月1日・一部改正）

（交付事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた自治会等（以下「補助団体」という。）は、交付の決定を受けた事業（以下「交付事業」という。）の内容の変更（市長の定める軽微な変更に係るものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ所沢市紡ごう絆地域応援事業変更申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときはこれを審査し、適当と認めるときは、所沢市紡ごう絆地域応援事業補助金変更決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（中止及び廃止の届出）

第8条 補助団体は、交付事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ所沢市紡ごう絆地域応援事業（中止・廃止）届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第9条 補助団体は、交付事業が完了したときは、交付事業完了後30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、所沢市紡ごう絆地域応援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写しその他の補助対象経費の支出を証する書類

(2) 交付事業の実施状況を明らかにする書類

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、補助団体から実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る事業の効果が補助金の交付の決定の内容と適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所沢市紡ごう絆地域応援事業補助金確定通知書（様式第7号）により補助団体に通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第11条 市長は、前条の規定により確定した補助金の額を、交付事業が完了した後に交付するものとする。ただし、市長が交付事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助団体は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、所沢市紡ごう絆地域応援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消等）

第12条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金があるときはその全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、既に交付した補助金を返還させるときは、所沢市紡ごう絆地域応援事業補助金返還命令書（様式第9号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（書類の整備等）

第13条 補助金の交付を受けた自治会等は、当該補助金に係る帳簿及び関係書類等を当該交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

（平成25年度における特例）

3 第3条第1項の規定にかかわらず、平成25年度における第3条第1項の規定の適用については、同項中「交付の決定を受けた日」とあるのは「平成25年4月1日」と読み替えるものとする。

（平26年5月1日・一部改正）

（平成26年度における特例）

4 第3条第1項の規定にかかわらず、平成26年度における第3条第1項の規定の適用については、同項中「交付の決定を受けた日」とあるのは「平成26年4月1日」と読み替えるものとする。

（平26年5月1日・追加）

（平成27年度における特例）

5 第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年度における第3条第1項の規定の適用については、同項中「交付の決定を受けた日」とあるのは「平成27年4月1日」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

経費区分	経費の内容
謝礼金	事業の実施に当たり、講師等に支払う謝礼金（構成員への謝礼金は除く。）
打合せ経費	会議、打合せ等に伴うお茶代（アルコール類、食事代及び茶菓子代は除く。）
物品購入費	事業の実施に直接必要な消耗品類及び製作に必要な材料等の購入に要する経費
印刷経費	チラシ、ポスター等の印刷のための経費、コピー代及び写真現像代等
役務費	郵送料（切手及びハガキ代を含む。）物品類の運搬費、新聞、雑誌等への広告掲載料、損害保険（火災保険及び車両保険は除く。）、イベント保険等の保険料、道路占用料、クリーニング代、振込手数料等
委託料	会場設営・撤去の委託費用、音響機器操作委託経費等（事業の大半を業務委託とするものは除く。）
レンタル・リース経費	会場費、貸与物品類の賃料等（構成員からの物品等の借上料は除く。）
工事費	舞台設営、電気、装飾、照明等の工事に要する経費（事業の大半を工事とするものは除く。）

備考 当該交付事業の実施による収益があった場合は、補助対象経費の額から当該収入額を差し引くものとする。

~~~~~

\* 本冊子の編集について、事業実施団体の事業計画書や実施報告書に基づき作成しております。



所沢市イメージキャラクター  
トコロん



## 平成27年度 紡ごう絆地域応援事業 事例集

平成28年6月

発行・お問合せ先：所沢市市民部地域づくり推進課

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

TEL 04-2998-9083 FAX 04-2998-9491

メールアドレス [a9083@city.tokorozawa.lg.jp](mailto:a9083@city.tokorozawa.lg.jp)

URL <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/shiminsanka/jichikai/katudou/kizunaouen/index.html>

